

第17回 消費者契約に関する検討会

NPO法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事・検討委員 弁護士岩城善之
2021/5/14

当団体の申入れ活動について

- 申入れの方法

- 当団体に消費者等から情報提供があったもの限り、行う。

- 申入れの手順

- 情報提供者から約款をもらうか、事業者のウェブサイトから入手。それ以外には方法はない。

→ウェブサイトから入手できず、情報提供者からも約款等をもらえない場合は、そもそも検討の対象とならない。

直近5年の申入れ事例において9条1号 に関して申し入れた事例

- 事業者数 36社
- 業態
 - ブライダル事業者 8社
 - スクール業（学習塾、音楽スクール等） 4社
 - ファンクラブ 3社
 - 中古車販売業 3社
 - 旅館業 2社
 - 結婚仲介業 2社
 - インターネット回線 2社

直近5年の申入れ事例において9条1号 に関して申し入れた事例

- 9条1号に反するとする当団体の主張に対し、具体的な根拠が示されないまま改定を拒否した事業者 6社
 - 9条1号に反する約款については申し入れ継続を断念した事業者 1社（ブライダル）
 - 申し入れ継続中 4社（ブライダル2、互助会1、スポーツクラブ1）
 - 訴訟提起 1社（宗教法人）
- 具体的な根拠は示されないまま、一定の約款の改善が見られた事業者 4社
 - いずれも改定後の約款が真に「平均的損害」を超えないものか不明であるものの、申入れとしては終了（旅館業、住宅建築業、貸衣装、ブライダル）。

平均的損害額の根拠について問題となった事例 1

- 名古屋市内で複数のゲストハウスを運営するブライダル事業者
- 違約金条項、盗難に関する免責条項、解約意思表示の発生時期について、申入れ。
- 違約金条項については、ブライダル文化振興協会のモデル約款と比較し、申入れをした（59日前～30日前と当日を除き、全ての時期区分で上回る）。
- 同社は根拠を示すことなく、「モデル約款はあくまでモデルである」とのみ主張し、改定しなかった。
- その余の条項は改定すると述べたため、改定後の約款を送付するよう求めたが（2020/8/18）、今のところ回答はない。

平均的損害額の根拠について問題となった事例 2

- 東海地方で複数の店舗を営業するスポーツクラブ
- 問題となった条項
 - プレミアム会員（1年間継続契約、5980円/月）が1年未満で退会した場合は、別途契約解除料（10000円）を所属店舗にて支払わなければなりません。
 - 当クラブから除名された会員に対しては、当クラブは、前納分又は既払分の会費があっても、これを返還することはいたしません。
- 事業者の主張
 - プレミアム会員になっている以上、逸失利益が損害に含まれる。
 - 除名された場合、会員に帰責事由があるため、既払金は逸失利益に含まれる。

平均的損害額の根拠について問題となった事例 3

- 全国で展開するブライダル事業者
- 1.5次会プランに関する変更手数料に関する条項
 - 契約締結日～5日以内 無料
 - 6日～開催90日前まで 5万円＋実費＋会場変更手数料実費
 - 89日～30日前まで 15万円＋実費＋会場変更手数料実費
 - 29日～当日 20万円＋実費＋会場変更手数料実費
- 当団体の主張
 - 上記条項について、会場変更手数料の他に、5～20万円の損害が生じるとは考えられない。
- 事業者の回答
 - 問題がないと考えているが、随時、条項を見直す（2019/12/17）。

宗教法人の事例 (第16回検討会 (4月2日開催) の資料1・14頁で紹介された事例)

- 愛知県内で寺院を経営する宗教法人の納骨堂契約 (永代納骨)
- 問題となった条項: 「キャンセルの際、返金はできません。」
- 本件納骨堂契約の特徴・性質
 - 死後、契約者のために半永久的に供養するという準委任契約
 - 生前予約を受け付けていた
 - 情報提供者は生前予約をして契約金240万円を支払い (契約数は3個)
 - 場所により1万円~160万円までのコースがある
 - 逸失利益が観念できない (キャンセルしても必ず売れる)

当団体の主張	事業者の主張
準委任契約のため、消費者に解約権が留保	契約金はお布施 (贈与)
事業者の役務は、契約者の死後に行う	契約後、すぐに先祖のために供養を行っている (債務既履行)
	事務手数料がかかる

- 請求の認諾で終了 (2019/3/12)

宗教法人の事例 2

- 訴訟終了後、代理人に対し、修正後の約款の提示を求めた（4/16）
- 事業者の回答
 - 改定した。契約書は申し込みをした者にだけ渡しているため送付できない（5/23）。
- 証拠保全申立て（7/24、名古屋地裁本庁）
 - 担当裁判官（当時2年目）の態度：いやしくも弁護士が撤廃したという回答を送ってきている以上、現在も本件不返還条項を使っているという疎明資料の提出がない限り、本件不返還条項を使うおそれも認められない。
- 検証実施（11/8、岡崎）
 - 使用していた条項は訴訟時に事業者が提出した和解案と同じ内容（当該和解については当団体が応じられないとしたもの）

私見

- 申し入れを行った際の事業者の対応
- 平均的損害に関する資料の作成の有無